

5月24日(日)～30日(土)は 春の清掃週間



5月30日(ごみゼロの日)を含む1週間は「春の清掃週間」です。環境美化・ごみの減量化について考え、取り組む一週間にしましょう。

【一斉清掃の日 団体・事業所の募集】

5月24日(日)に一斉清掃を実施します。市では清掃活動をしていただける団体・事業所を募集します。事前に申込みした団体・事業所には、ごみ袋を配布し、ごみを運搬します。

とき 5月24日(日) 7時30分～9時
※西端地区は7時～8時30分です。

ところ 自宅、会社周辺、公園など

申込み 5月1日(金)までに環境課ごみ減量係

納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

今年は3年に1度の固定資産税・都市計画税の評価替えを行うため、6月1日(月)が第1期の納期限となります。

今後の納税のこよみ

納期限	税金の種類
6月1日(月)	固定資産税・都市計画税第1期 軽自動車税全期
6月30日(火)	市県民税(普通徴収)第1期
7月31日(金)	固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期
8月31日(月)	市県民税(普通徴収)第2期 国民健康保険税第2期
9月30日(水)	国民健康保険税第3期
11月2日(月)	市県民税(普通徴収)第3期 国民健康保険税第4期
11月30日(月)	国民健康保険税第5期
12月25日(金)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
2月1日(月)	市県民税(普通徴収)第4期 国民健康保険税第7期
2月29日(月)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

燃やすことのできるごみ 出し方を守りましょう

問合せ 環境課ごみ減量係

○必ず指定袋に入れてください

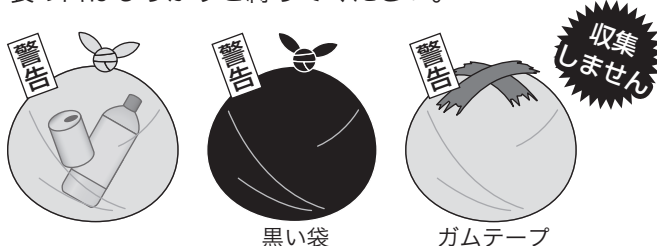
指定袋以外の袋に入ったものは収集しません。

○ごみ袋全体を黒い袋などで覆わないでください

ごみ袋の内容物が簡単に分かるよう、市指定のごみ袋を半透明にしています。ごみ袋全体を覆われてしまうと内容物が分からなくなり、安全に作業ができません。ごみ袋全体を黒い袋などで覆ったごみ袋は「警告シール」を貼り、収集しません。

○ガムテープを使わないでください

回収する際にガムテープが作業員の手に巻きつき、ごみ収集車に巻き込まれそうになることがあります。作業員の安全のため、袋の口は絶対にガムテープで止めないでください。ガムテープで止めてあるごみ袋も警告シールを貼り、収集しません。なお、ごみ袋の口はしっかりと縛ってください。



○1か所にかためて出してください

ごみの収集作業の効率化や交通障害発生防止のために、ごみ袋は近所同士で一緒にかためて出してください。なお、5世帯以上のごみが集められており、カラスや猫などに荒らされる被害が発生している場所には、市からカラス除けネットを配布しますので、お問い合わせください。

○ごみの軽量化にご協力ください

生ごみはしっかり水を切ってから燃やすことのできるごみの袋に入れてください。また、せん定枝や草を廃棄する際は、できるだけ乾かしてください。水分を飛ばすことで燃えやすくなり、焼却場の灯油代の節約になります。

○分別してください

ペットボトルや缶、雑がみ(パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱など)、硬質プラスチックなどもリサイクルできます。「資源となるごみの日」に出してください。資源ごみの入った袋は収集しません。

スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどを指定袋に入れて捨てることは、収集車両の火災の原因となりますので絶対に止めてください。スプレー缶やカセットボンベはガスを抜いて火の気のない屋外で穴を開け、ライターは使い切って資源となるごみの収集日に出してください。

ごみ分別・リサイクルを徹底し、ごみ減量にご協力ください。